

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公表番号】特表2010-538038(P2010-538038A)

【公表日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-049

【出願番号】特願2010-523478(P2010-523478)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/46	(2006.01)
A 6 1 K	8/84	(2006.01)
A 6 1 K	8/81	(2006.01)
A 6 1 K	8/49	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	5/06	(2006.01)
A 6 1 Q	5/02	(2006.01)
A 6 1 Q	3/02	(2006.01)
A 6 1 Q	1/10	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)
A 6 1 Q	1/06	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
C 0 9 B	29/30	(2006.01)
C 0 9 B	11/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/46
A 6 1 K	8/84
A 6 1 K	8/81
A 6 1 K	8/49
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 Q	5/06
A 6 1 Q	5/02
A 6 1 Q	3/02
A 6 1 Q	1/10
A 6 1 Q	1/02
A 6 1 Q	1/06
A 6 1 Q	17/04
C 0 9 B	29/30
C 0 9 B	11/00

G

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- a)(i)少なくとも1種のカチオン性ポリマー、および
- (ii)少なくとも1種のアニオン性色素

から形成される、着色に有効な量の少なくとも1種の色素ポリマー複合体であって、成分a)(i)およびa)(ii)がパーソナルケア組成物に添加される前に複合体化して粒子を形成しており、前記複合体が最終製品中に粒子として残存する、前記色素ポリマー複合体；ならびに

b) 任意の追加成分、

を含んでなるパーソナルケア組成物（ただし、ポリビニルアミン塩酸塩もしくは塩化ジアリルジメチルアンモニウムの分子量が50,000原子質量単位未満のホモポリマーは、成分a)(i)のカチオン性ポリマーとして除く）。

【請求項2】

成分a)(ii)のアニオン性色素が、ハロゲン含有酸性色素、反応性色素、アゾ色素、アントラキノン色素および天然酸性色素からなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

成分a)(i)のカチオン性ポリマーが、1~100重量%の少なくとも1種のカチオン性モノマーI_b、0~99重量%の少なくとも1種の他の共重合可能なモノマーII、ならびに、必要に応じて、0~10重量%の架橋剤の反応生成物である、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

成分a)(i)のカチオン性ポリマーが、第一級、第二級および第三級アミン、ならびにそれらの塩、さらに第四級アンモニウムおよびホスホニウム塩、ならびにそれらの混合物からなる群から選択される基を含有する、請求項1~3のいずれかに記載の組成物。

【請求項5】

成分a)(i)のカチオン性ポリマーが、少なくとも1種のカチオン性モノマーI_bの単独重合、または共重合可能なモノマーIIとI_bとの共重合から得られ、

前記カチオン性モノマーが、塩化ジアリルジメチルアンモニウム、臭化ジアリルジメチルアンモニウム、硫酸ジアリルジメチルアンモニウム、リン酸ジアリルジメチルアンモニウム、塩化ジメタリルジメチルアンモニウム、塩化ジエチルアリルジメチルアンモニウム、塩化ジアリルジ(-ヒドロキシエチル)アンモニウムおよび塩化ジアリルジ(-エトキシエチル)アンモニウム、アクリル酸アミノアルキル；N,N'-ジメチルアミノプロピルアクリルアミドおよびその塩、アリルアミンおよびその塩、ジアリルアミンおよびその塩、ビニルアミンおよびその塩、ビニルピリジンおよびその塩、ならびにそれらの混合物から選択される、請求項1~4のいずれかに記載の組成物。

【請求項6】

c)紫外線吸収剤、酸化防止剤、トコフェロール、酢酸トコフェロール、ヒンダートアミン系光安定剤、錯形成剤、光学的光沢剤、界面活性剤およびポリオルガノシロキサンからなる群から選択される少なくとも1種の化合物、

を追加して含んでなる、請求項1~5のいずれかに記載の組成物。

【請求項7】

紫外線吸収剤が、2H-ベンゾトリシアゾール、s-トリアジン、ベンゾフェノン、-シアノアクリレート、オキサニリド、ベンゾオキサジノン、ベンゾエートおよび-アルキルシンナメートからなる群から選択される、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

d) 色素もしくは顔料、またはそれらの混合物、

を追加して含んでなる、請求項1~7のいずれかに記載の組成物。

【請求項9】

パーソナルケア製品が、洗濯用品、衣類柔軟仕上げ剤、液体洗浄剤、研磨洗剤、ガラス用洗剤、中性洗剤、万能洗剤、酸性浴室洗浄剤、浴室洗浄剤、洗浄剤、 rins剤、食器洗剤、台所洗剤、オープン用洗剤、クリアリンス剤、食器洗い機用洗剤、靴みがき剤、つや出しワックス、床用洗剤、床磨き剤、金属清浄剤、ガラス洗浄剤、陶磁器洗浄剤、布地を手入れする製品、絨毯洗浄剤およびカーペットシャンプー、鏽落とし剤、染み抜き剤、家具用つや出し剤、万能つや出し剤、革用被覆剤、ビニール製品被覆剤、およびエアフレッシュ

シュナーからなる群から選択される、請求項1～8のいずれかに記載の組成物。

【請求項 10】

- a)(i)少なくとも1種のカチオン性ポリマー、および
- (ii)少なくとも1種のアニオン性色素

から形成される、着色に有効な量の少なくとも1種の色素ポリマー複合体であって、成分a)(i)およびa)(ii)が、パーソナルケア組成物に組み入れられる、もしくは適用される前に複合化して粒子を形成しており、前記複合体が最終製品中に粒子として残存する、前記色素ポリマー複合体、

をパーソナルケア組成物に組み入れる、もしくは適用することを含んでなる、パーソナルケア組成物を着色する方法(ただし、ポリビニルアミン塩酸塩もしくは塩化ジアリルジメチルアンモニウムの分子量が50,000原子質量単位未満のホモポリマーは、成分a)(i)のカチオン性ポリマーとして除く)。